

第7回 大阪市医療的ケアが必要な児童等に関する検討会議議事要旨

1 日時

令和6年7月3日（水） 午後2時から午後3時30分まで

2 場所

大阪市役所屋上階共通会議室

3 出席者

（会議メンバー）

船戸座長、大谷副座長、岩本メンバー、上原メンバー、絹川メンバー、杉浦メンバー、大東メンバー、前川メンバー、鍋谷メンバー、長谷川メンバー、弘川メンバー、藤井メンバー、宮川メンバー

（福祉局〔事務局〕）

障がい支援課：福原課長、安田課長代理、武田係長、永綱係長、浦係長、中川係員、尾内係員

（こども青少年局）

保育所運営課：天野医務主幹、後藤課長代理、徳田係長、大森係長 子育て支援部：神尾保健副主幹 管理課：小林係長 青少年課：鎌田課長代理、竹口係長、土井係長

（健康局）

健康施策課：勝矢医務主幹、川上係長 保健所管理課：三橋医務主幹、馬場保健副主幹、櫻井係長、田中係長

（教育委員会事務局）

インクルーシブ教育推進担当：弘海総括指導主事

（区役所）

西区保健福祉課：江川課長 西淀川区保健福祉課：太田課長代理

4 議題

（1）今年度の取組状況について

ライフステージ別の医療的ケア児等関連サービス及び課題における取組状況について

（2）報告事項

令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定について

5 議事要旨

（1）今年度の取組状況について

① 福祉局障がい支援課：医療的ケア児等コーディネーターの充実・体制整備について

（障がい支援課より報告）

- ・医療的ケア児等コーディネーターの養成研修の実施により、コーディネーターの配置事業所が増加したが、効果測定の困難さや知識更新の必要性が課題である。これに対し、支援状況の調

査やフォローアップ研修を実施し、支援内容の確認や他分野との連携を強化する予定。

(意見等)

- ・大阪薬剤師会では、医療的ケアに対応可能な薬局の一覧を作成しているため、ホームページにリンクを追加してほしい。
→障がい支援課：ホームページに薬局の情報のリンクも掲載している。そこに医療的ケアに対応可能な薬局一覧が掲載されていなければ、必要な情報をリンクさせる。
- ・医療的ケア児等コーディネーターの現場での取組を把握し、早期に接点を持つことが重要。ソーシャルワーカーとして協力できることがあれば一緒に取り組んでいく。

② 健康局保健所管理課：小児慢性特定疾病医療支援事業・長期療養児療育指導等について

(保健所管理課より報告)

- ・小児慢性特定疾患児の事業については、昨年度の医療助成受給者数は 2,130 人で、前年より 15 人増加。長期療養児の療養指導では、医療的ケア児の訪問が 131 人、退院カンファレンスに 26 件参加。小児慢性特定疾病児の自立支援事業では、就園・就学・進学・就労などの相談会を本年 7 月から 8 月に開催予定で、会場開催とライブ配信を行う。高度な医療的ケアが必要なこどもの在宅療養支援のため、多職種研修会を昨年度は 3 月に開催し、103 人が参加された。今年度も 2 月頃に開催予定。

(意見等)

- ・高度な医療的ケアが必要なこどもの在宅療養支援の研修会について、薬剤師が対象に含まれていないため、案内を希望する。
→保健所管理課：今年度は案内を送付するよう調整する。
- ・地域周産期医療センター等にも案内を送ってほしい。
- ・NMCS 事務局に案内を送るのが最も効率的ではないか。
- ・新生児が退院するときの大阪市の保健所と区の保健所の連携について教えてほしい。
→保健所管理課：区の保健福祉センターに連絡が行くのが基本であるが、後方支援という形で市保健所が関わることもあり、その際は連携している。

③ こども青少年局保育所運営課：看護師等の人件費助成・医療的ケア児の受入れ状況について

(保育所運営課より報告)

- ・現在、民間保育施設には医療的ケア児対応看護師体制強化事業、特別支援保育事業、特別支援経費補助金の 3 つの事業があり、公立保育所においても同様の取り組みを行っている。令和 6 年度には民間保育所 18 名、公設民営保育所 1 名、公立保育所 9 名が入所した。医療的ケア児の受け入れには看護師の配置と医療機関との連携が重要であり、主治医との面談や担当看護師への手技指導等を依頼しているが、面談時間の確保等調整が難しい場合もある。今後も連携強化を図るとともに担当看護師への研修体制を整えていきたい。

(意見等)

- ・公設公営の保育所などで、人工呼吸器を使用している最重症のこどもの受入れはあるか。今後どうされるのか。

→保育所運営課：公立保育所では人工呼吸器を使用することの受け入れ実績がないが、民間保育施設では CPAP（シーパップ）を使用することを受け入れている。今後は看護師の研修や体制を整えながら前向きに考えていく。

- ・医療的ケア児に対応する看護師の研修に、チーム連携にかかる内容を取り入れてはどうか。

→保育所運営課：担当看護師だけでなくフォロー看護師の体制を整えるなどしている。引き続き連携を図りながら進める。

- ・幼稚園の受け入れ実績について教えてほしい。

→教育委員会事務局：医療的ケアを必要とする園児が3名、3つの公立幼稚園に通園している。

- ・以前と比べ補助金が増えて助かっている。物品購入の助成金については障がい児の人数に合わせて購入する必要があるが、もう少し自由度があればよいと思う。

→保育所運営課：前向きに検討する。

- ・「こども誰でも通園」があるが、医療的ケア児の対応はできるのか。

→保育所運営課：障がい児や医療的ケア児の申請もあるかと思うので検討が必要であると考えている。

④こども青少年局青少年課：児童いきいき放課後事業・留守家庭児童対策事業について

（青少年課より報告）

- ・児童いきいき放課後事業では、医療的ケア児を受け入れるために看護師を配置、令和5年度には10名を受け入れた。大阪市留守家庭児童対策事業（放課後児童クラブ）では、医療的ケア児のために看護師の配置に係る補助も行っている。令和6年度からは、学校、病院、自宅と放課後児童クラブの送迎支援補助を新設する。

（意見等）

- ・児童いきいき放課後事業と学校で配置される看護師について同じ看護師が対応しているケースはあるのか。それとも別々なのか。

→青少年課：学校と児童いきいき放課後事業の看護師は別々に採用されるが、夏休みなどには同じ看護師が対応することもある。連携し、できる限り同じ看護師で対応している。

- ・看護師の効率的な配置をお願いしたい。また、医療的ケア児は慣れた看護師、同じ看護師だと安心するため、それがうまくできる仕組みづくりを検討してほしい。

→青少年課：様々なご意見をいただきながら考えていきたい。

- ・児童いきいき放課後事業と学童保育の違い、医療的ケア児の利用状況について教えてほしい。

→青少年課：児童いきいき放課後事業は大阪市の小学校の中で実施、放課後児童クラブ（学童）は民設民営で例えばマンション等の場所を使って実施している。児童いきいき放課後事業は昨年10名利用、放課後児童クラブの利用は0件であった。

- ・選択の幅を広げるため、放課後児童クラブへの支援強化をお願いしたい。

→青少年課：利用しやすい環境のため、放課後児童クラブへの送迎に関する補助金を新設した。様々なご意見をいただきながら考えていきたい。

- ・障がい福祉サービスである放課後等デイサービスではなく、児童いきいき放課後事業等を利用されるのはどのような方か。

→青少年課：同級生と触れ合いたいといった保護者からの声があり、それに応えている。

⑤教育委員会事務局：看護師の配置及び通学支援について

(教育委員会事務局より報告)

- ・今年度、本市の小中学校に在籍する医療的ケアが必要な幼児、児童、生徒のために、看護師を直接雇用し、校外学習や行事も含めて医療的ケアを提供している。大阪市立の 63 校園に 70 名の幼児児童生徒が在籍。教員向けに喀痰吸引等研修（3 号研修）を行い、医療的ケア体制を整えている。現在、45 名の看護師を直接雇用し、各学校園に週 1 日から 5 日配置している。
- ・特別支援学級に在籍する重度肢体不自由等の児童生徒には、通学支援タクシーを提供し、校外活動にはリフト付きバス差額支援事業を行っている。令和 6 年度は 95 人の利用申請のうち、30 人が医療的ケア児。今後も関係機関と連携し、適切な教育的支援と充実した教育活動を進める。

(意見等)

- ・1990 年頃、人工呼吸器を利用されている方で初めて学校に行った方がおられたが、その頃は利用できるサービスが何もなかった。今、診察にこられた人工呼吸器を利用しているこどもで、週 4 日通学している事例がある。うれしい驚きだ。
- ・通学支援の定員や医療的ケアの制限はあるのか。
→教育委員会事務局：人数や医療的ケアに制限はない。利用対象者の要件はある。
- ・保護者が仕事のためタクシーが迎えに来る時間に自宅にいないことができない場合、保育所の早朝保育を利用し、タクシーが保育所に迎えに来て学校に行くことができればよい。私の保育園でもぜひ協力したい。
- ・看護師の体調不良時等の対応はどのようになっているのか。
→教育委員会事務局：代替の看護師を配置している。

(2) 報告事項

- ・令和 6 年度障がい福祉サービス等報酬改定について

(障がい支援課より報告)

- ・基本報酬や加算の見直しがなされ、また医療的ケア児の成人期への移行対応として加算等が新設された。これらの改定により医療的ケアを必要とする方に対する支援にかかる評価が強化された。

(意見等)

- ・緊急短期入所受入加算の見直しにより、急な受け入れ対応にかかる評価が見直され、ありがたいと感じている。
→障がい支援課：国において医療的ケアが必要な方々の支援の充実が議論された結果であると認識している。報酬改定は全国一律の基準だが、本市としては事業者への周知を続け、次の改定に向けた要望も行っていきたい。
- ・短期入所を受け入れる立場からは、キャンセルが経営に与える影響が大きいということも知っておいていただきたい。
- ・医療的ケアに対応可能なグループホームの数に地域差があることから、今後動向を見守ってい

く必要がある。

→障がい支援課：本市として、これまでグループホームの設置促進を進め、現在では重度障がい者の受入れ促進を進めているところであり、動向を注視する必要があると考えている。医療的ケアに対応可能なグループホームの数はワムネットで公表されている情報であり、実際どこまで対応可能なのかを精査していく必要があると考えている。